

地下水利用の在り方等に関する専門部会の設置に関する要領

(設置)

第1条 京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱（以下「要綱」という。）

第8条第1項の規定により地下水利用の在り方等に関する専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 部会は、京都市の地下水利用の在り方等について必要な検討を行い、京都市上下水道事業経営審議委員会（以下「委員会」という。）に報告を行うことを目的とする。

(任期)

第3条 部会の構成員（以下「部会委員」という。）の任期は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、委員会の委員としての任期は越えないものとする。

- (1) 要綱第8条第2項第1号により定める者にあつては、指名の日から部会において必要な検討が終了する日まで
- (2) 要綱第8条第2項第2号により定める者にあつては、委嘱又は任命の日から部会において必要な検討が終了する日まで

(会議の公開)

第4条 会議は、原則として公開とする。その他、会議の公開に関する事項は、京都市上下水道事業経営審議委員会の会議の公開に関する要領に準ずる。

(謝礼等)

第5条 部会委員に支払う謝礼等に関する事項は、京都市上下水道事業経営審議委員会委員の謝礼等に関する要領に準ずる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、上下水道局総務部経営企画課において行う。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は，平成２６年１２月４日から実施する。